

国家知識産権局弁公室の「知的財産権行政保護事件の申請 処理弁法」の発行に関する通知

公布日：2022-12-20

国知弁発保字〔2022〕61号

各省、自治区、直轄市と新疆生産建設兵団知識産権局：

知的財産権行政保護事件の申請処理をさらに規範化し、知的財産権行政保護事件の処理品質を向上させるため、『知的財産権行政保護事件の申請処理弁法』を制定する。ここに発行するので、入念に履行し、対応に当たること。

特にここに通知する。

国家知識産権局弁公室

2022年12月6日

知的財産権行政保護事件の申請処理弁法

第一条 中国共産党第 20 回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、知的財産権の法治保障を強化し、知的財産権行政保護の指導をしっかりと行い、専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計等の知的財産権行政保護事件の申請処理を規範化し、関連する法律法規と規定に基づいて本弁法を制定する。

第二条 各級知的財産権管理部門は知的財産権行政保護事件の申請を処理する際に、本弁法を適用する。

第三条 下級知的財産権管理部門は、具体的な事件を処理する際に、法律の適用、事件の処理手順、事件の定性等の面で確かに判断が難しく複雑で業務指導機能の範囲内の問題に対して、本級の調査の結果として決定することが困難な場合、上級知的財産権管理部門に指示を仰がなければならない。

第四条 事件の申請処理意見は現行の法律、法規、規則の具体的な適用に対する細分化した解釈であり、法律の基本原則、精神と一致しなければならない。

第五条 事件の申請問題について、下級知的財産権管理部門はまず国家知識産権局、各省（自治区、直轄市）と新疆生産建設兵団知識産権局が発表したガイドライン、基準、回答意見、国家知識産権局が発表した知的財産権行政法執行指導事例等を参照すべきで、それでもなお決定を下すことが難しい場合には、指示を仰がなければならない。

第六条 事件の申請は、段階的な申請の原則に従わなければならない。重大かつ緊急の突発事件に対して、下級知的財産権管理部門が飛び越し申請する必要がある場合には、理由を説明しなければならない。

第七条 事件の申請は書面で提出しなければならない。申請文書には以下の内容が含まれる：

- (一) 事件の基本状況；
- (二) 指示を仰ぐ必要のある具体的な問題；
- (三) 紛争の焦点及び傾向的な意見；
- (四) 上級知的財産権管理部門が提供を要求するその他の資料。

書類資料がある場合、書類のコピーを作成して添付することができる。

第八条 処理中の事件に対して申請書を提出する場合は、事件の調査が終了する前に申請しなければならない。

第九条 各省（自治区、直轄市）と新疆生産建設兵団知識産権局が事件の申請をする場合、総合オフィスシステムを通じて国家知識産権局に申請しなければならない。

第十条 上級知的財産権管理部門は、事件の申請資料を受領した後、直ちに審査を行い、申請条件に合致する場合、事件の状況に応じて関連業務部門を割り当てて処理する。申請条件に合致しないと判断する場合は、差し戻した上で理由を説明しなければならない。

申請資料が要求に合致しないと判断する場合は、届出をした部門に補足資料の提出または資料の再提出を要求しなければならない。

第十一条 事件の申請問題について、上級知的財産権管理部門が規定・明確な意見を出したことがあるか、または関連部門が回答したことがある場合、届出をした部門に関連規定、意見、回答に基づいて処理するように通知しなければならない。

第十二条 引受部門は専任者を指定して事件の申請を処理しなければならない。引受人は申請内容と書類資料を入念に審査し、状況を総合的に理解し、問題を深く調査し、処理意見を提出し、部門の責任者の審査を経て、担当指導者に報告して許認可を取得すべきである。引受部門が必要と判断する場合には、集団で検討して決定することができる。

第十三条 事件の申請内容が本機関の他の部門の業務に関連する場合、引受部門は関連部門に相談して共同調査を依頼するか、または関連部門の意見を求めなければならない。必要に応じて立法、司法等の機関の意見を求めたり、専門家を組織して諮問したりすることができる。

第十四条 上級知的財産権管理部門は、事件の申請に対して適時に処理し、回答しなければならない。意見が統一されておらず、さらなる調査研究が必要である等の理由で、結審期限が満了する前に回答できない場合は、速やかに下級知的財産権管理部門に通知しなければならない。

第十五条 事件の申請状況に応じて、上級知的財産権管理部門は書面、電話等の方法で回答することができる。必要に応じて、上級知的財産権管理部門は書面による回答の副本を他の関連部門に送付することができる。電話で回答する場合、記録を作成するものとする。

第十六条 事件の申請処理意見は公開を常態とし、非公開を例外とすることを堅持しなければならない。事件の処理がすでに終了し、かつ機密性のない処理意見については、上級知的財産権管理部門は公開属性を調整することができる。

第十七条 国家知識産権局が処理した事件の申請は、全国規模で普遍的な指導意義があり、繰り返し適用できる場合、国家知識産権局から文書を発送して回答し、他の省（自治区、直轄市）と新疆生産建設兵団知識産権局に副本を送付し、各級知的財産権管理部門が類似事件や類似問題を処理する場合には、それを参照して適用しなければならない。

第十八条 各省（自治区、直轄市）と新疆生産建設兵団知識産権局は、事件の申請に対して書面による処理意見を作成する場合、併せて国家知識産権局に届け出なければならない。

第十九条 上級知的財産権管理部門の処理意見に対して、下級知的財産権管理部門は実情を踏まえて、履行し、対応に当たらなければならない。加えて事件の処理完了後1ヶ月以内に事件の処理結果を上級知的財産権管理部門に報告しなければならない。特別な理由で実行できない場合は、書面で報告し、理由を説明しなければならない。

第二十条 各級知的財産権管理部門、事件処理機関及び各関係者は、事件の申請処理において秘密保持業務の規定を厳格に遵守しなければならない。

第二十一条 故意に事実を隠蔽したり、歪曲したり、重大な過失で重要な事実または情状を誤報告したり、報告漏れをしたりして、上級知的財産権管理部門が誤った処理意見を出し、それによって損害を与えた場合、下級知的財産権管理部門の関係者は相応の規律責任と法的責任を負わなければならない。上級知的財産権管理部門は関連処理意見を適時に訂正するものとする。

第二十二条 各級知的財産権管理部門が事件の申請を処理する場合、質の高い発展の理念を堅持し、品質指向を際立たせ、行政効率と公信力を向上させ、知的財産権業務の法治化レベルを高めなければならない。

第二十三条 各級知的財産権管理部門と社会公衆が調べやすいように、国家知識産権局は政府ポータルサイトを通じて関連処理意見を適時に更新する。

第二十四条 各級知的財産権管理部門が人民法院、検察機関、公安機関等の機関の知的財産権関連事件に関する書簡を処理する場合、本弁法を参照することができる。

第二十五条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。

第二十六条 本弁法は公布の日から施行する。

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2022年12月20日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/20/art_75_180891.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。